

亀山市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の解散の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月10日

亀山市長 櫻井 義之

1 解散する地縁による団体の名称

若草町自治会

2 区域

亀山市関町新所1591番地から1964番地1まで

3 主たる事務所の所在地

亀山市関町新所1862番地1

4 清算人の氏名及び住所

氏名 南浦 康人

住所 亀山市関町新所1862番地1

5 解散事由

規約の定めによる。

6 解散年月日

令和4年4月10日